

(制度名： 全国貨物自動車運送適正化事業)

(自動車交通局貨物課)

1. 制度の概要

国土交通大臣が全国に一を限って指定した全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、以下の事業を実施する。

- ・ 地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針を策定すること。
- ・ 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。
- ・ 地方実施機関の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- ・ 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

2. 指定、登録等の基準

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）として指定することができる。

（事業）

第四十四条 全国実施機関は、次に掲げる事業（以下「全国適正化事業」という。）を行うものとする。

- 一 地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針を策定すること。
- 二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。
- 三 地方実施機関の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- 四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(社)全日本トラック協会	平成2年 12月	東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 19階 03-5323-7109	2. の基準を満たすと判断されるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

特になし。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。